

申されければ、おとゞ申給けるは、みな公卿に此よしを承りて、畏り申さば、さすがに右大臣御
 けしきかうぶりたりと聞えば、人もなをり侍なんとはからひ申されければ、そのさだめに披露
 有て、右府閉門して、畏のよしをせられければ、人みな聞おそれて、装束の寸法すべられけり、

〔古事談王一〕道后宮後冷泉院末、過差事外之間、至上官車用外金物、而後三條院代始八幡行幸之時、留
 鳳輦、見物車外金物ヲヌカセラレケリ、中ノ金物ハ依不御覽不被放之、故今ニ所用也、賀茂行幸之
 時、外金物車無一兩云々、

後三條院令事儉約給之間、御扇骨檜ニテ藍ヲ塗テ令持給ケリ、

〔増鏡老十の波〕八月二年弘安御子の御ありきぞめとて、万里小路殿にわたらせ給ふ、中そのころけ
 んやく行はるとかや聞えしほどにて、下すだれみじかくなされ、小金物ぬかれける、物見車ども
 のも、召次よりて切などしけるをぞ、時しもやか、るめでたき御事のおりふしなどいふ、

〔江談抄二雜事〕延喜之比、以束帶一具、經兩三年事

又右辨大鏡大談曰、延喜之比、上達部時服不好、美麗朱雀院御時、或公卿遣消息於内裏女房、許令奏云、先
 朝醍醐恩賜御襲、年月推移、處々破損、御下襲一領可被申下者、大略調束帶一具、兩三年之間、節會公
 政之庭著用歟、何況近代之例、諸國受領不濟封物、無賴公卿可類乘下之人云々、

〔大鏡左大臣時平〕たゞこの君だちの御中には、大納言源昇の卿御女のはらの顯忠おとゞのみぞ
 右大臣までになりたまへる、中御めし物は、うるはしくごきなどにもまいりすゑで、たゞ御か
 はらけにて、だいななどもなく、おしきにとりすゑつゝ、ごまいらせける、げんやくし給ひしも、さる
 べき事のおりの御ざと、御ばんどころとにぞ、大臣とは見え給ひし、

〔古事談二臣節〕富小路右大臣、顯忠時平御子也、毎夜出庭奉拜天神云々、又以儉約爲事、銀器椀、手洗等、
 永不被用、又出仕之時、全無前驅、只車後如形被相具云々、